

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表リ-1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	<u>変更なし</u>
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	撤去及び改造 変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1: 屋外に設置

431

変更後

表リ-1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	<u>改造</u>
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	撤去、 <u>増設</u> 及び改造 変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1: 屋外に設置

431

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表リ-8 その他の加工施設 付属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造 変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1: 屋外に設置

438

変更後

表リ-8 その他の加工施設 付属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造及び増設 変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1: 屋外に設置

438

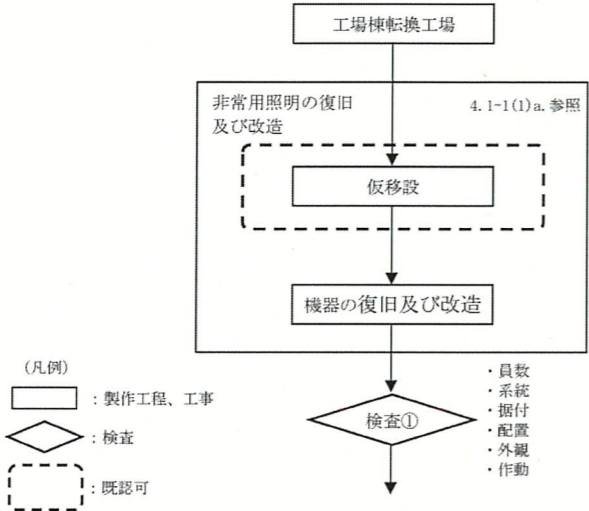
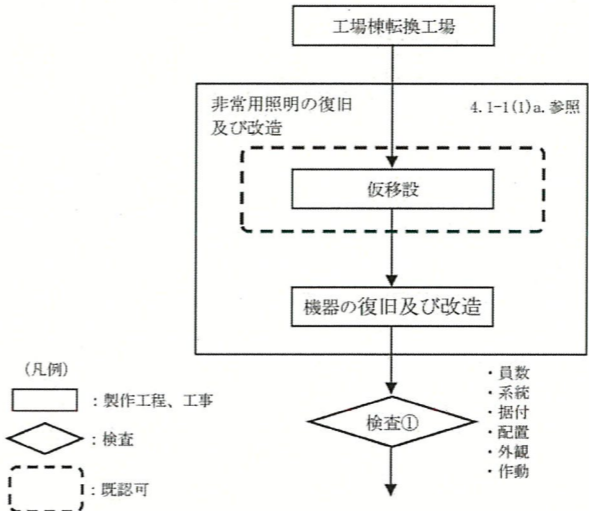
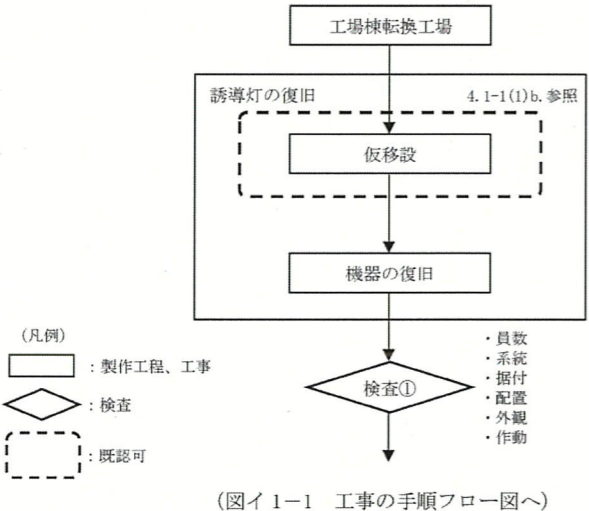
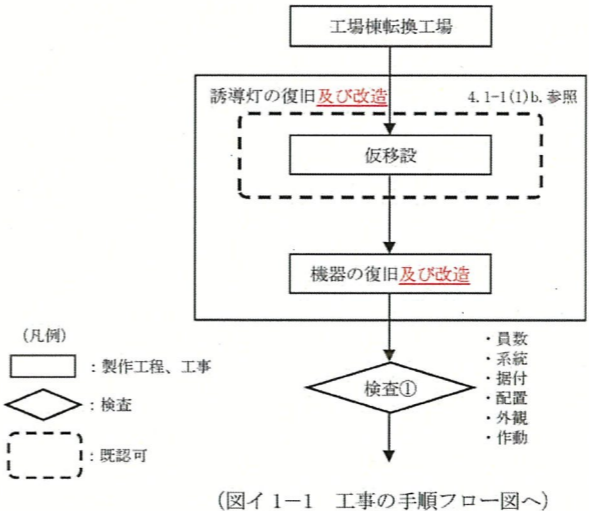
変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

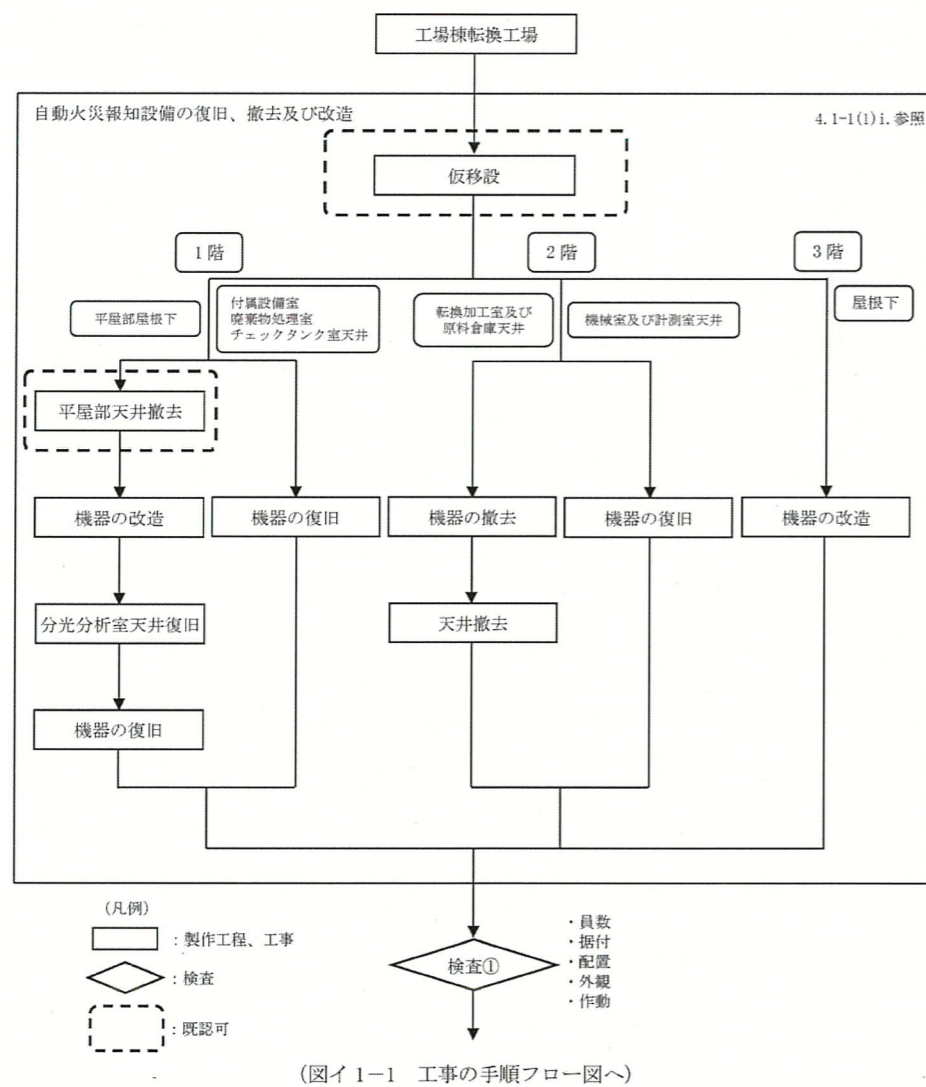
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 非常用設備</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図イ1-1参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：図り建-1~3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：図り建-1~3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-1~3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図り建-50~52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図り建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図り建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図り建-12~14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図り建-12~14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図り建-12~13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造^{注6)}：図り建-23~25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図り建-36~38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>448</p>	<p>4. 工事の方法</p> <p>4. 1. 非常用設備</p> <p>本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。</p> <p>4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図イ1-1参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：図り建-1~3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造^{注2)}：図り建-1~3に示す仮移設した誘導灯の復旧及び改造により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-1~3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図り建-50~52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図り建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図り建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図り建-12~14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図り建-12~14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図り建-12~13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造^{注6)}：図り建-23~25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図り建-36~38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>448</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図</p>	 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図</p>	 <p>(図イ1-1 工事の手順フロー図へ)</p> <p>図リ1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造の手順フロー図</p>	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

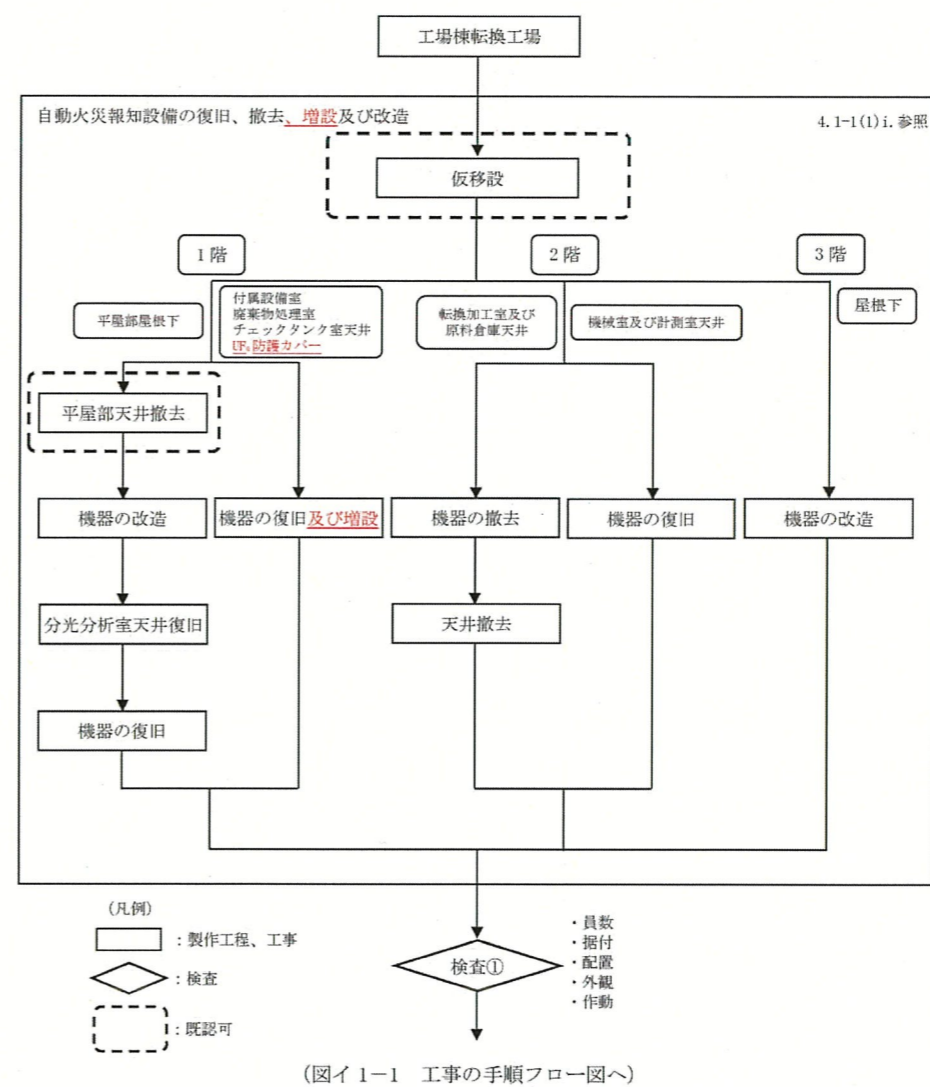
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



図リ 1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造の手順フロー図

457

変更後



図リ 1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造の手順フロー図

457

変更理由

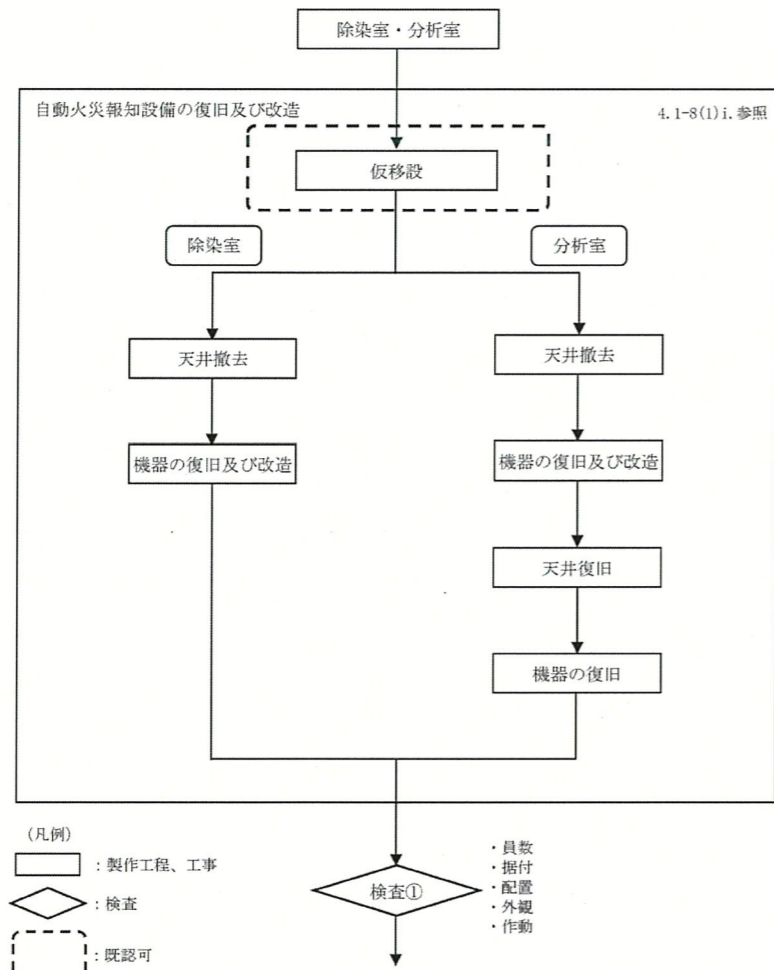
消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト1-3参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図リ建-22に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図リ建-22に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図リ建-22に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造^{注6)}：図リ建-34に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図リ建-46に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：図リ建-35に示す変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>注)：注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可</p> <p>512</p>	<p>4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備</p> <p>(1) 手順</p> <p>今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト1-3参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。</p> <p>気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理区分境界に開口を設ける工事の際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに、負圧に異常がないことを確認する。</p> <p>工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。</p> <p>a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <p>c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</p> <p>e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す</p> <p>f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図リ建-22に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <p>g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図リ建-22に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <p>h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図リ建-22に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <p>i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、<u>増設</u>及び改造^{注6)}：図リ建-34に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、<u>増設</u>及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図リ建-46に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：図リ建-35に示す変更しない設備である屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>注)：注意事項</p> <p>注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可</p> <p>注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可</p> <p>注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可</p> <p>注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可</p> <p>512</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

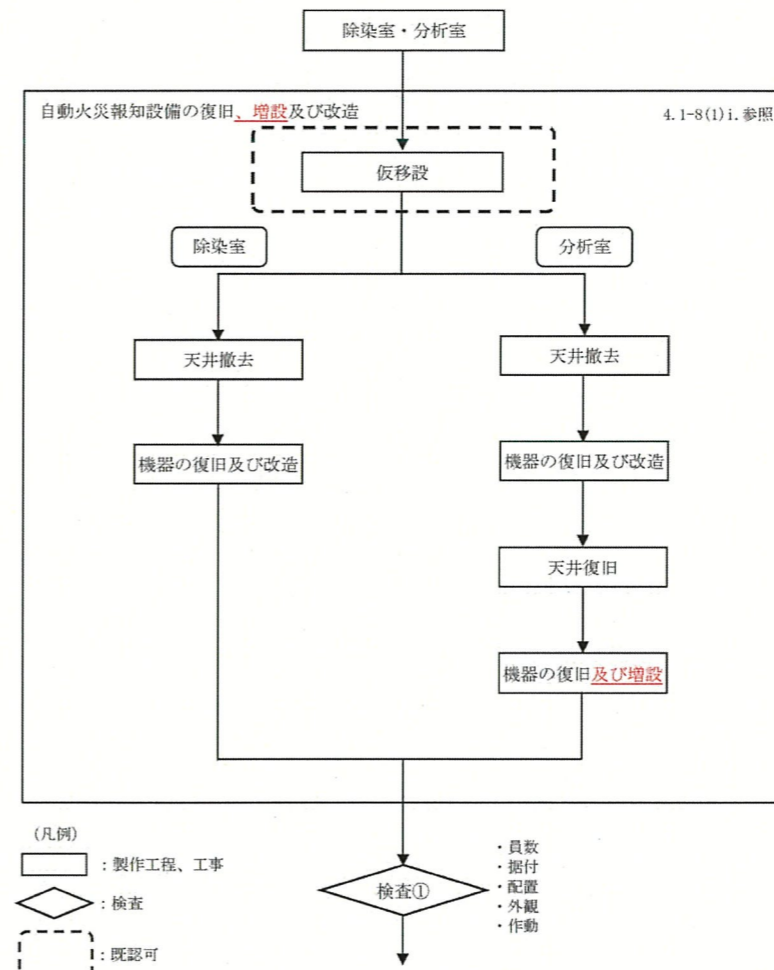


(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図

520

変更後



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図

520

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-1 検査の項目 (1/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
化学処理施設	屋外	工場棟	転機工場	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		工場棟	成型工場	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
成形施設	屋外	工場棟	組立工場	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	第2棟燃料倉庫	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	容器管理棟	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	放射線管理棟	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	付属建物	放射線管理棟前室	新設	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	除染室・分析室	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
その他の加工施設	工場棟/転機工場	非常用設備	非常用照明	改造	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1)	警備灯	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
転機加工室、前室、原料倉庫、前室、付属設備室、廃棄物処理室、チエックタンク室、工作室、分光分析室、機検室、計器室、フィルタ室、屋外	工場棟	非常用設備	安全遮断通路	増設	—	○	○	○	○	—	○	—
		緊急対策設備(3)	堰(内部止水用水)	新設	○	○	○	○	○	—	○	—
燃料貯蔵設備	非常用設備	非常用設備	非常ベル設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
非常用設備	非常用設備	非常用設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	火災感知設備及びそれに運動する警報設備	増設及び改造	○	○	○	○	○	—	○	—
非常用設備	非常用設備	非常用設備	自動火災報知設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	屋外消火栓	増設	○	○	○	○	○	—	○	—
非常用設備	非常用設備	非常用設備	消火設備	増設	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	消火設備	増設	○	○	○	○	○	—	○	—

(注1): 外観検査 (○)機器の外観

変更後

表1-1 検査の項目 (1/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
化学処理施設	屋外	工場棟	転機工場	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		工場棟	成型工場	改造	—	○	○	○	○	○	—	○
成形施設	屋外	工場棟	組立工場	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	第2棟燃料倉庫	改造	—	○	○	○	○	○	—	○
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	容器管理棟	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	放射線管理棟前室	改造	—	○	○	○	○	○	—	○
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	付属建物	除染室・分析室	改造	—	○	○	○	○	—	○	—
		付属建物	非常用照明	改造	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の加工施設	工場棟/転機工場	非常用設備	警備灯	改造	○	○	○	○	○	—	○	—
		緊急対策設備(1)	安全遮断通路	増設	—	○	○	○	○	○	—	○
転機加工室、前室、原料倉庫、前室、付属設備室、廃棄物処理室、チエックタンク室、工作室、分光分析室、機検室、計器室、フィルタ室、屋外	工場棟	非常用設備	堰(内部止水用水)	新設	○	○	○	○	○	—	○	—
		緊急対策設備(3)	非常ベル設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
燃料貯蔵設備	非常用設備	非常用設備	放送設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	○	○	○	○	—	○	—
非常用設備	非常用設備	非常用設備	火災感知設備及びそれに運動する警報設備	増設及び改造	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	自動火災報知設備	変更なし	○	○	○	○	○	—	○	—
非常用設備	非常用設備	非常用設備	屋外消火栓	増設	○	○	○	○	○	—	○	—
		非常用設備	消火設備	増設	○	○	○	○	○	—	○	—

(注1): 外観検査 (○)機器の外観

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名称 その他の加工施設	設置場所 除染室・分析室 分析室、除染室 (2)、 作業室(2)、屋外	名称	変更内容	員数 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
		非常用照明	変更なし	0	-	0	-	0	0	0	-
		誘導灯	変更なし	0	-	0	-	0	0	0	-
		安全避難通路	増設	-	-	0	-	-	-	-	-
		堰(内部止水止水用)	新設	0	0	0	0	-	-	0	-
		非常ベル設備	変更なし	0	-	0	-	-	0	0	-
		放送設備	変更なし	0	-	0	-	-	0	0	-
		通信連絡設備(電話設備)	増設	0	-	0	-	-	0	-	-
		非常用設備 自動火災検知設備	改定	0	-	0	-	-	0	0	-
		非常用設備 消火設備	変更なし	0	0	0	-	-	0	0	-
		屋外消火栓 消火器	増設	0	-	0	-	-	-	-	-

529

(注1)：外観検査 (○)機器の外観

変更後

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名称 その他の加工施設	設置場所 除染室・分析室 分析室、除染室 (2)、 作業室(2)、屋外	名称	変更内容	員数 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
		非常用照明	変更なし	0	-	0	-	0	0	0	-
		誘導灯	変更なし	0	-	0	-	0	0	0	-
		安全避難通路	増設	-	-	0	-	-	-	-	-
		堰(内部止水止水用)	新設	0	0	0	0	-	-	0	-
		非常ベル設備	変更なし	0	-	0	-	-	0	0	-
		放送設備	変更なし	0	-	0	-	-	0	0	-
		通信連絡設備(電話設備)	増設	0	-	0	-	-	0	-	-
		非常用設備 自動火災検知設備	改定及び増設	0	-	0	-	-	0	0	-
		非常用設備 消火設備	変更なし	0	0	0	-	-	0	0	-
		屋外消火栓 消火器	増設	0	-	0	-	-	-	-	-

529

(注1)：外観検査 (○)機器の外観

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
1-1. 外壁サイディング補強	検査①	材料 サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
	検査②	寸法 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
	検査④	寸法 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑤	配置 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	1-1. 鉄扉補強	検査①	外観 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
		検査②	材料 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
		検査④	外観 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な腐食及び変形がないこと。 鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の不燃性材料であること。
		検査⑤	材料 鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥		寸法 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
検査⑦		外観 鉄扉に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な腐食及び変形がないこと。 シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。	
検査⑧		材料 シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑨		寸法 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑩		外観 シャッタに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタに有害な腐食及び変形がないこと。	

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
1-1. 外壁サイディング補強	検査①	材料 サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
	検査②	寸法 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
	検査④	寸法 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑤	配置 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	1-1. 鉄扉補強	検査①	外観 サイディングに有害な腐食及び変形がないことを確認する。	サイディングに有害な腐食及び変形がないこと。
		検査②	材料 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
		検査③	寸法 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法及び断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	配置 鉄扉及び鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材が不燃性材料であること。
		検査⑤	外観 鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥		寸法 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
検査⑦		外観 鉄扉に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な腐食及び変形がないこと。 シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。	
検査⑧		材料 シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑨		寸法 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑩		外観 シャッタに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタに有害な腐食及び変形がないこと。	

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-1. 鉄扉補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		溶付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-3. 鉄扉交換	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		溶付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-4. シヤッタ改造	検査①	材料	シヤッタの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	シヤッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		溶付	シヤッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	シヤッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-1. 折板屋根補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査②	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
		溶付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-1. 鉄扉補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄扉の材質を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄扉の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』、外形寸法を『施工業者の品質記録』により確認する。
		溶付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-3. 鉄扉交換	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		溶付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-4. シヤッタ改造	検査①	材料	シヤッタの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	シヤッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		溶付	シヤッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	シヤッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
2-1. 折板屋根補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査②	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
		溶付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査の項目	検査の方法	
4-a. エキスパンションジョイント 改造	検査①	材料	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の材質が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー、カバー(屋内)及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	4-b. 鉄扉交換	検査①	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
材料			鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査②		寸法	鉄扉が所定の場所に取り付けられていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		取付	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		検査の項目	検査の方法	
4-a. エキスパンションジョイント 改造	検査①	材料	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の材質が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法	造設カバー、止水シート及びカバー(屋内)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー、カバー(屋内)及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	4-b. 鉄扉交換	検査①	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
材料			鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査②		寸法	鉄扉が所定の場所に取り付けられていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		取付	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
4-c. 鉄扉補強	検査①	材料	補強材の材質を施工業者の品質記録により確認する。	補強材の材質が申請内容のとおりであること。
		寸法	補強材の外形寸法、補強材の固定の厚み寸法を施工業者の品質記録により確認する。	補強材が所定の場所に設置されていること。
	検査②	取付	補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	補強材に有害な傷及び変形がないこと。

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
6-a. 壁新設補強	検査①②	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであることを確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の真通面に施工した耐火シールの材質を施工業者の品質記録により確認する。 火シールの材質を施工業者の品質記録により確認する。 業者の品質記録により確認する。	
	6-b. 壁増打ち補強	検査①②	位置 外観	新設した壁面に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		検査③	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		検査④	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		検査⑤	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
		検査⑥	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした壁面に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	6-c. 鉄骨ブレース新設	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
検査②		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査③		増付	鉄骨に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録により確認する。	
検査④		外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
6-d. 壁後面ブレース追加	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	増付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	外観	鉄骨に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録により確認する。	

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
6-a. 壁新設補強	検査①②	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の真通面に施工した耐火シールの材質を施工業者の品質記録により確認する。 火シールの材質を施工業者の品質記録により確認する。 業者の品質記録により確認する。	
	6-b. 壁増打ち補強	検査①②	位置 外観	新設した壁面に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした壁面に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		検査③	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		検査④	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		検査⑤	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
		検査⑥	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした壁面に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	6-c. 鉄骨ブレース新設	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
検査②		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査③		増付	鉄骨に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録により確認する。	
検査④		外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
6-d. 壁後面ブレース追加	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	増付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	外観	鉄骨に有るべき配管がないことを施工業者の品質記録により確認する。	

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-e. 外壁更新 (2/2: 断水処理壁)	検査①	材料	ALC(軽集気泡コンクリート)の材質、強度が申請内容のとおりであることを確認する。
	検査②	寸法	ALC(軽集気泡コンクリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査③	材料	網板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
6-h. 鉄扉補強	検査①	寸法	網板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	配重	ALC(軽集気泡コンクリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。
	検査③	外観	網板及びALC(軽集気泡コンクリート)に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
6-i. 鉄扉交換	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査③	外観	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-e. 外壁更新 (2/2: 断水処理壁)	検査①	材料	ALC(軽集気泡コンクリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査②	寸法	ALC(軽集気泡コンクリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査③	材料	網板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
6-h. 鉄扉補強	検査①	寸法	網板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	配付	網板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	検査③	外観	ALC(軽集気泡コンクリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。
6-i. 鉄扉交換	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査②	寸法	鉄扉の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査③	外観	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
8-a. 柱脚補強	検査①②	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強	検査①	材料	所定面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		検査②	寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		検査③	配付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		検査④	外観	鉄骨に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
		検査⑤	材料	石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	8-c. 壁体面鉄骨補強	検査①	材料	石膏ボードの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
検査②		寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査③		配付	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査④		外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
検査⑤		外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
8-d. 間仕切り壁更新	検査①	材料	石膏ボードの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査②	寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	配付	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査④	外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
	検査⑤	外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
8-a. 柱脚補強	検査①②	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強	検査①	材料	所定面に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		検査②	寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		検査③	配付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		検査④	外観	鉄骨に有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
		検査⑤	材料	石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	8-c. 壁体面鉄骨補強	検査①	材料	石膏ボードの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
検査②		寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査③		配付	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	
検査④		外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	
検査⑤		外観	石膏ボードに有害な腐食及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価		
			耐震	耐風	形式
工場棟 転換工場	1-a. 柱脚部重石補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の柱脚部を重石とするため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増付により重石補強を行う。	◎	-	-
	1-b. 鉄骨ブレース新設	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の既存の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する。	◎	-	-
	1-c. 鉄骨ブレース交換補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する。	◎	-	-
	1-d. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の屋根面の鉄骨トラス増設部に耐震補強を行う。	◎	◎	-
	1-e. 柱梁仕口部補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に耐震補強などを追加補強する。	◎	-	-
	1-f. 柱脚部耐震補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを増設する。	◎	-	◎(内部)
	1-g. 耐火壁設置	内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に、工場棟工場と工場棟成層工場の境界に耐火壁及び防煙壁を設置する。	-	-	◎(内部)
	1-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上を目的に、工場棟工場及び周辺の既存の工場ジョイントを改造する。	◎	◎	◎(外部)
	1-i. 外壁サイディング補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の外壁にサイディングを撤去し、新設する。	◎	◎	◎(外部)
	1-j. 鉄筋補強	耐震性向上を目的に、鉄筋の損傷防止のため、工場棟工場本体内及び周辺の鉄筋を補修により補強する。	-	◎	◎(内部)
	1-k. 鉄筋及びシャッタ交換	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の鉄筋及びシャッタを撤去し、新設する。	-	◎	◎(内部)
	1-l. 鋼板補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の鋼板を撤去し、新設する。	◎	◎	◎(内部)
	1-m. 鋼板新設	内部火災による延焼防止を目的に、工場棟工場と工場棟成層工場の境界に鋼板を新設する。	-	-	◎(内部)
	1-n. 外壁更新	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する。	-	◎	◎(内部)
1-o. 折板追加補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の折板の損傷防止のために、折板を追加設置する。	◎	◎	◎(内部)	
1-p. 折板撤去補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の折板の損傷防止のために、折板を撤去し、新たに折板に置き換える。	-	◎	◎(内部)	
1-q. 天井撤去	転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する。	-	-	-	

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称 工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物の補強工事と各影響評価との関係 (1)

図番 図イ建-1-2 (1/4)

1

595

変更後

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価		
			耐震	耐風	形式
工場棟 転換工場	1-a. 柱脚部重石補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の柱脚部を重石とするため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増付により重石補強を行う。	◎	-	-
	1-b. 鉄骨ブレース新設	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の既存の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する。	◎	-	-
	1-c. 鉄骨ブレース交換補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する。	◎	-	-
	1-d. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の屋根面の鉄骨トラス増設部に耐震補強を行う。	◎	◎	-
	1-e. 柱梁仕口部補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に耐震補強などを追加補強する。	◎	-	-
	1-f. 柱脚部耐震補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを増設する。	◎	-	◎(内部)
	1-g. 耐火壁設置	内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に、工場棟工場と工場棟成層工場の境界に耐火壁及び防煙壁を設置する。	-	-	◎(内部)
	1-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上を目的に、工場棟工場及び周辺の既存の工場ジョイントを改造する。	◎	◎	◎(外部)
	1-i. 外壁サイディング補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の外壁にサイディングを撤去し、新設する。	◎	◎	◎(外部)
	1-j. 鉄筋補強	耐震性向上を目的に、鉄筋の損傷防止のため、工場棟工場本体内及び周辺の鉄筋を補修により補強する。	-	◎	◎(内部)
	1-k. 鉄筋及びシャッタ交換	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の鉄筋及びシャッタを撤去し、新設する。	-	◎	◎(内部)
	1-l. 鋼板補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の鋼板を撤去し、新設する。	◎	◎	◎(内部)
	1-m. 鋼板新設	内部火災による延焼防止を目的に、工場棟工場と工場棟成層工場の境界に鋼板を新設する。	-	-	◎(内部)
	1-n. 外壁更新	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する。	-	◎	◎(内部)
1-o. 折板追加補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の折板の損傷防止のために、折板を追加設置する。	◎	◎	◎(内部)	
1-p. 折板撤去補強	耐震性向上を目的に、工場棟工場本体内及び周辺の折板の損傷防止のために、折板を撤去し、新たに折板に置き換える。	-	◎	◎(内部)	
1-q. 天井撤去	転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する。	-	-	-	

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称 工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物の補強工事と各影響評価との関係 (1)

図番 図イ建-1-2 (1/4)

1

595

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			耐震	耐風	水災	その他
工場棟 成型工場	2-a. 壁新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場に鉄筋コンクリート製の壁を新設する。	◎	-	-	-
	2-b. 壁増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	-
	2-c. 壁面増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁の増打ちを行う。	◎	-	-	-
	2-d. スラブ増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	-
	2-e. 鉄骨ブレース新設	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁と併せて鉄骨ブレースを新設する。	◎	◎	-	-
	2-f. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場の屋根部の鉄骨トラス構造に新たな鉄骨を新設する。	◎	◎	-	-
	2-g. 雨どい取替	内部水害による浸透防止を目的に工場棟成型工場ベント用雨どいを取替する。	-	-	◎	-
	2-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にジョイントを改造する。	◎	◎	○	-
	2-1. 鉄扉補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉を補強する。	◎	-	-	◎
	2-1. 鉄扉交換	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉を交換する。	◎	-	-	◎
	2-h. シヤック改造	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にシヤックを改造する。	◎	-	-	◎
	2-1. 新設消火設備	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に消火設備を新設する。	◎	-	-	◎
	3-a. 壁新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	◎
3-b. 壁増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	◎	
3-c. パワートレス新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にパワートレスを新設する。	◎	-	-	◎	
3-d. スラブ新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にスラブを新設する。	◎	-	-	◎	
3-e. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場の屋根部の鉄骨トラス構造に新たな鉄骨を新設する。	-	◎	-	-	
3-f. 鉄扉及びシヤック補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉及びシヤックを補強する。	-	◎	-	-	
3-g. 外壁更新	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に外壁を更新する。	-	◎	-	-	
3-h. 折れ曲がり補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に折れ曲がり補強を行う。	◎	◎	-	-	
3-1. 独立運動基礎補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に独立運動基礎を補強する。	-	◎	-	-	

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している
工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図イ建-1-2 (2/4)

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			耐震	耐風	水災	その他
工場棟 成型工場	2-a. 壁新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場に鉄筋コンクリート製の壁を新設する。	◎	-	-	-
	2-b. 壁増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	-
	2-c. 壁面増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁の増打ちを行う。	◎	-	-	-
	2-d. スラブ増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	-
	2-e. 鉄骨ブレース新設	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁と併せて鉄骨ブレースを新設する。	◎	◎	-	-
	2-f. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場の屋根部の鉄骨トラス構造に新たな鉄骨を新設する。	◎	◎	-	-
	2-g. 雨どい取替	内部水害による浸透防止を目的に工場棟成型工場ベント用雨どいを取替する。	-	-	◎	-
	2-h. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にジョイントを改造する。	◎	◎	○	-
	2-1. 鉄扉補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉を補強する。	◎	-	-	◎
	2-1. 鉄扉交換	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉を交換する。	◎	-	-	◎
	2-h. シヤック改造	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にシヤックを改造する。	◎	-	-	◎
	2-1. 新設消火設備	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に消火設備を新設する。	◎	-	-	◎
	3-a. 壁新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	◎
3-b. 壁増打ち補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする。	◎	-	-	◎	
3-c. パワートレス新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にパワートレスを新設する。	◎	-	-	◎	
3-d. スラブ新設補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁にスラブを新設する。	◎	-	-	◎	
3-e. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場の屋根部の鉄骨トラス構造に新たな鉄骨を新設する。	-	◎	-	-	
3-f. 鉄扉及びシヤック補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に鉄扉及びシヤックを補強する。	-	◎	-	-	
3-g. 外壁更新	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に外壁を更新する。	-	◎	-	-	
3-h. 折れ曲がり補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に折れ曲がり補強を行う。	◎	◎	-	-	
3-1. 独立運動基礎補強	耐震性向上を目的に工場棟成型工場壁の既存の壁に独立運動基礎を補強する。	-	◎	-	-	

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している
工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図イ建-1-2 (2/4)

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			崩壊	崩壊変動	火災	境界
放射線管理棟	4-a. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために工場棟機械工場及び給排水・分排水上の建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
	4-b. 鉄扉交換	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減するための既存の鉄扉を鋼材に交換する	○	◎	(内部)	○
	5-a. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために工場棟立上階前室との建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
	5-b. 鉄扉補強	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減するための既存の鉄扉を鋼材により補強する	○	◎	(内部)	○
	5-c. 外壁更新	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○
	6-a. 壁補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体及び前室部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	◎	(内外部)	○
	6-b. 壁増打ち補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-c. 鉄骨ブレース新設	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-d. 壁面ブレース追加	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-e. 方柱追加補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の柱と壁の間に鉄骨の方柱を追加する	◎	○	(内部)	○
	6-f. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために管理室との建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
6-g. 外壁更新	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	◎	◎	(内外部)	○	
6-h. 鉄扉補強	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○	
6-1. 鉄扉交換	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○	
7-a. 放射線管理棟前室新設	放射線管理棟の建築物	放射線管理棟前室の新設	○	○	(内外部)	○

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建築物の補強工事と各影響評価との関係(3)
図番	図イ建-1-2 (3/4)
番	-

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			崩壊	崩壊変動	火災	境界
放射線管理棟	4-a. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために工場棟機械工場及び給排水・分排水上の建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
	4-b. 鉄扉交換	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減するための既存の鉄扉を鋼材に交換する	○	◎	(内部)	○
	5-a. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために工場棟立上階前室との建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
	5-b. 鉄扉補強	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減するための既存の鉄扉を鋼材により補強する	○	◎	(内部)	○
	5-c. 外壁更新	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○
	6-a. 壁補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体及び前室部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	◎	(内外部)	○
	6-b. 壁増打ち補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-c. 鉄骨ブレース新設	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-d. 壁面ブレース追加	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	○	(内部)	○
	6-e. 方柱追加補強	崩壊危険性向上を目的に放射線管理棟本体の柱と壁の間に鉄骨の方柱を追加する	◎	○	(内部)	○
	6-f. エキスパンションジョイント改造	崩壊危険性向上(地震荷重)等のために管理室との建築物躯体の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○	○
6-g. 外壁更新	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	◎	◎	(内外部)	○	
6-h. 鉄扉補強	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○	
6-1. 鉄扉交換	崩壊危険性向上を目的に崩壊危険性を低減し、新たにサイディングを設置する	○	◎	(内部)	○	
7-a. 放射線管理棟前室新設	放射線管理棟の建築物	放射線管理棟前室の新設	○	○	(内外部)	○

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建築物の補強工事と各影響評価との関係(3)
図番	図イ建-1-2 (3/4)
番	-

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

建物名称	工事内容及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			耐震	耐火	大気	騒音
除染室・分析室	8-a. 柱脚補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで増設し補強する	◎	-	-	-
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	-	-	-
	8-c. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追加する	◎	○	-	-
	8-d. 間仕切り壁更新	内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	-	-	◎(内部)	-
	8-e. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上(1)を目的に、分析室の柱脚部等のために工場の構造工場の建築物の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	-	-
	8-f. 外壁サイディング補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の外壁の既存のサイディングを撤去し、サイディングプレート鉄骨を支持する鉄骨構造を新設する	○	○	◎(外部)	-
	8-g. 鉄扉補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、鉄扉の損傷防止のために、既存の鉄扉を撤去し、新たな鉄扉を新設する	-	-	◎(内部)	-
	8-h. 鉄扉及びシャッター交換	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、鉄扉及びシャッターを撤去し、新たな鉄扉及びシャッターを新設する	-	-	◎(内部)	-
	8-i. 折板追加補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、折板の損傷防止のために、既存の折板を撤去し、新たな折板を新設する	○	○	◎(内部)	-

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している
名称
工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物内の補強工事と各影響評価との関係(4)
図番
図イ建-1-2 (4/4)

建物名称	工事内容及び工事名称	工事の方法	工事の目的・影響評価			
			耐震	耐火	大気	騒音
除染室・分析室	8-a. 柱脚補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで増設し補強する	◎	-	-	-
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	-	-	-
	8-c. 屋根面鉄骨補強	耐震性向上を目的に除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追加する	◎	○	-	-
	8-d. 間仕切り壁更新	内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	-	-	◎(内部)	-
	8-e. エキスパンションジョイント改造	耐震性向上(1)を目的に、分析室の柱脚部等のために工場の構造工場の建築物の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	-	-
	8-f. 外壁サイディング補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の外壁の既存のサイディングを撤去し、サイディングプレート鉄骨を支持する鉄骨構造を新設する	○	○	◎(外部)	-
	8-g. 鉄扉補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、鉄扉の損傷防止のために、既存の鉄扉を撤去し、新たな鉄扉を新設する	-	-	◎(内部)	-
	8-h. 鉄扉及びシャッター交換	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、鉄扉及びシャッターを撤去し、新たな鉄扉及びシャッターを新設する	-	-	◎(内部)	-
	8-i. 折板追加補強	耐震性向上を目的に、除染室・分析室の作業室(2)に対して、折板の損傷防止のために、既存の折板を撤去し、新たな折板を新設する	○	○	◎(内部)	-

凡例
◎ : 工事の主目的
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している
名称
工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物内の補強工事と各影響評価との関係(4)
図番
図イ建-1-2 (4/4)

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)

建物名称	区域	位置	壁(柱等部)	厚さ(単位:mm,材質) 層数/天井	床
<p>注1)ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2)全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3)火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て1.5mm以上の鋼板 注4)各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)				図番
図番	図イ建-8-1(3/4)				-

611

変更後

建物名称	区域	位置	壁(柱等部)	厚さ(単位:mm,材質) 層数/天井	床
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て1.5mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)				図番
図番	図イ建-8-1(3/4)				-

611

変更理由

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建物名称	区域	位置	取付方法	厚さ(単位:mm) 材料 設置方法	底
注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄筋及び鋼板は \square mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て \square mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)				図番
	図イ建-8-1(4/4)				-

612

変更後

建物名称	区域	位置	取付方法	厚さ(単位:mm) 材料 設置方法	底
注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄筋及び鋼板は \square mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て \square mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)				図番
	図イ建-8-1(4/4)				-

612

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

建具表		巻巻	材料	寸法(mm) ※	備考
番号	巻巻				
SD-1	*6 F3				
SD-2	*6 F3				
SD-3	*2 F3				
SD-4	*2 F3				
SD-5	*1 F3				
SD-220	*6 F3				
SD-7	*2 F3				
SD-8	*2 F3				
SD-9	*2 F3				
SD-10	*2 F3				
SD-11	*1 F3				
SD-12	*2 F3				
SD-14	*2 F3				
SD-15	*2 F3				
SD-16	*1 F3				
SD-17	*6 F3				
SD-18	*1 F1				
SS-19	*3 F1				
SD-20	*1 F1				
SD-21	*1 F3				
SD-22	*1 F3				
SD-55	*2 F3				
SD-56	*1 F3				

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。
 *1 補強する鉄扉
 *2 交換する鉄扉
 *3 補強するシャッタ

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。
 *4 交換するシャッタ
 *5 固縛補強する
 *6 次回以降申請

単位: mm	
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図番	建具表 図イ建-12

625

変更後

建具表		巻巻	材料	寸法(mm) ※	備考
番号	巻巻				
SD-1	*6 F3				
SD-2	*6 F3				
SD-3	*2 F3				
SD-4	*2 F3				
SD-5	*1 F3				
SD-220	*6 F3				
SD-7	*2 F3				
SD-8	*2 F3				
SD-9	*2 F3				
SD-10	*2 F3				
SD-11	*1 F3				
SD-12	*2 F3				
SD-14	*2 F3				
SD-15	*2 F3				
SD-16	*1 F3				
SD-17	*6 F3				
SD-18	*1 F1				
SS-19	*3 F1				
SD-20	*1 F1				
SD-21	*1 F3				
SD-22	*1 F3				
SD-55	*2 F3				
SD-56	*1 F3				

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。
 *1 補強する鉄扉
 *2 交換する鉄扉
 *3 補強するシャッタ

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。
 *4 交換するシャッタ
 *5 固縛補強する
 *6 次回以降申請

単位: mm	
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図番	建具表 図イ建-12

625

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(1/3)

Table with columns for building type (e.g., 工場棟, 倉庫棟), design number, and technical standards (e.g., 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23). It includes a grid of compliance indicators (circles with dots or empty circles) and a legend at the bottom.

注1: 非常管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟組立工場の漏水防範区画4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみ含む
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
注5: 第1種管理区域である放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所のシャット解放時に負圧を維持
*1: 壁に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
*2: 各建物に設置する消火防止用防煙ネットは次回以降申請
*3: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*4: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*5: 付属建物容器管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*6: 付属建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*7: ガラリ部の火災区域境界は気体漏洩設備で構成される。気体漏洩設備は次回以降申請
*8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
*9: 気体漏洩設備(1)(2)は次回以降申請
*10: 気体漏洩設備(1)(2)は次回以降申請
*11: 転倒工場地下ピット(ピット内液面収容システム含む)は次回以降申請
*12: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
*13: UF6 ガスを正圧で取り扱うUF6 配管は次回以降申請
*14: ロータリーケルンは次回以降申請
*15: 気流輸送設備の扉面に設置する配管カバーは次回以降申請
*16: 転倒工場の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請
*17: 放射線管理棟の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ラジウム測定、及びクレーンは次回以降申請
*18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
*19: 防振フェンスは次回以降申請
*20: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請
*21: 評価対象設備の境界評価は次回以降申請
*22: 防火水櫃、可燃物防ゴンは次回以降申請
*23: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請
○: 設計変更なし+工事なし
●: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(1/3)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
																								設計番号
表イ建-1	工場棟 新設工場	改築	*21																					
表ハ建-1	工場棟 成型工場	改築	*21																					
表ホ建-1-1	工場棟 組立工場	改築	*21																					
表の建-1-2	独立建屋	改築																						
表へ建-1-1	付属建物 第2燃料倉庫	改築	*21																					
表へ建-1-2	付属建物 容積管理棟	改築																						
表ト建-1-1	放射線管理棟	改築																						
表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	新設																						
表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	改築	*21																					
表イ建-1 工場棟 新設工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																						
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	消火設備 消火器	増設																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改築																						
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																						
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																						
緊急対策設備(3) 電 (内部漏水止水用)	新設																							
表ハ建-1 工場棟 成型工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																						
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	消火設備 消火器	増設																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改築																						
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																						
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																						
緊急対策設備(3) 電 (内部漏水止水用)	新設																							

注1: 非管理区域から第2管理区域へ管理区域区分を突壁
注2: 工場棟組立工場の漏水対策区画4に容積管理棟前室を含む
注3: 容積管理棟前室のみを含む
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
注5: 第1管理区域である放射線管理棟前室一時貯蔵所のシャッター開放時に責任を維持
*1: 電に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
*2: 各種物に設置する自動停止用物網ネットは次回以降申請
*3: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*4: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*5: 付属建物容積管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*6: 付属建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)

*7: ガリリ部の大気区域境界は共同商業設備で構成される。気体濃度設備は次回以降申請
*8: フィルタ (粉塵除去用) は次回以降申請
*9: 気体濃度設備(1)(2)は次回以降申請
*10: 粉塵工場地下ピット (ピット内空気吸引装置系含む) は次回以降申請
*11: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
*12: UF6ガスを正圧で取り扱うUF6配管は次回以降申請
*13: コーターケトルは次回以降申請
*14: 気流輸送設備の表面に設置する配管カバーは次回以降申請
*15: 配設工場の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請
*16: 放射線管理棟の高放射線設備(1)、ドラム缶クラン吊り装置、及びクリーンは次回以降申請
*17: 放射線管理棟の高放射線設備(1)、ドラム缶クラン吊り装置、及びクリーンは次回以降申請
*18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請

*19: 防護フェンスは次回以降申請
*20: 非常用ディジー発電機は次回以降申請
*21: 評価対象設備の臨界評定は次回以降申請
*22: 防火水櫃、可搬消防ポンプは次回以降申請
*23: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵容の懸垂は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

■ 本加工施設では該当しない項目
■ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設

非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第 2003279 号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(3/3)

Table with columns for building/structure names (e.g., 表1建-1-1, 表1建-1-2, 表1建-1-3), equipment types (e.g., 非常用通報設備, 消火設備), and design numbers (e.g., 3.2-1, 4.1-1). It contains a grid of symbols indicating compliance status.

注1: 非常用通報区域から第2層管理区域へ警報区域区分を実施
注2: 工場棟立工場の漏水防護区域4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみ含む
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
注5: 第1層管理区域である放射線管理棟高層部一階貯蔵所のシャッター解放時に真正を維持
*1: 欄に設置する漏水検知警報装置は次回以降申請
*2: 各建物に設置する負電圧停止用防誤ネットは次回以降申請
*3: 工場棟立工場の新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*4: 工場棟立工場の新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*5: 付属建物容器管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*6: 付属建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
*7: ガラリ部の火災区域境界は気体濃度検出で構成される。気体濃度検出は次回以降申請
*8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
*9: 気体濃度検出(1)(2)は次回以降申請
*10: 緊急作業設備(1)(2)は次回以降申請
*11: 緊急作業設備(1)は次回以降申請
*12: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
*13: UF6 ガスを圧正で取り扱うUF6 配管は次回以降申請
*14: ロータリーバルブは次回以降申請
*15: 気流輸送設備の周辺に設置する配管カバーは次回以降申請
*16: 緊急作業の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請
*17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
*18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
*19: 防護フェンスは次回以降申請
*20: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請
*21: 評価対象設備の臨界評価は次回以降申請
*22: 防火水櫃、可燃消防ポンプは次回以降申請
*23: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(3/3)

表1-1	表1-2	表1-3	設工認技術基準																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表1-1-1	表1-2-1	表1-3-1	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備	非常用通報設備 放送設備

注1：非常用通報設備から第2層管理区域へ管理区域区分を変更
 注2：工場棟立工場の温水供給区画4に設備管理前室を含む
 注3：管理管理棟前室のみ含む
 注4：放射線管理棟前室は避難口のみ設置
 注5：第1層管理区域である放射線管理棟実用室一併貯蔵所のシャッター扉等に負圧を維持
 *1：壁に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
 *2：各建物に設置する飛散防止用防護ネットは次回以降申請
 *3：工場棟立工場に新設する鉄扉(SD-1、SD-2)は次回以降申請(図1建-9参照)
 *4：工場棟立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図1建-9参照)
 *5：付属建物管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図1建-9参照)
 *6：付属建物管理棟・分析室に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図1建-9参照)
 *7：ガラス部の火災区域境界は気体検知設備で構成される。気体検知設備は次回以降申請
 *8：フィルタ(排煙除去用)は次回以降申請
 *9：気体検知設備(1)は次回以降申請
 *10：気体検知設備(1)は次回以降申請
 *11：配線工場地下ピット(ピット内液体回収配管系統含む)は次回以降申請
 *12：周辺に設置する建蔽壁は、次回以降申請
 *13：UF6ガスを正圧で取り扱うUF6配管は次回以降申請
 *14：ロータリーキルンは次回以降申請
 *15：気流検出設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
 *16：配線工場の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請
 *17：放射線実用物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶クラン吊り装置、及びクレーンは次回以降申請
 *18：ガスモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
 *19：防護フェンスは次回以降申請
 *20：非常用ディゼル発電機は次回以降申請
 *21：評価対象設備の備付設備は次回以降申請
 *22：防火水龍、可燃物ポンプは次回以降申請
 *23：水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-3-1 建物の各部位の有する安全機能(転換工場) (1/7)

工種様 転換工場 建物1階平面図、立面図、断面図：図イ建-14、17、18 主要な構造材：表イ建-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚さ、高さ	図面番号	三条			五条の二		五条の四				五条の五		五条の六		備考			
							内蔵	内蔵	内蔵	F1	F1	電線	電線	電線	電線	電線	電線	電線	電線				
工種様 転換工場 基本棟	1階 外壁	東側(20通り) (転換加工部と屋外との境界) (L-2通り間)	サイディング(外側)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電巻時のALCの閉じ込み機能維持のために設置			
			ALC(内側)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			鉄扉(SD-9)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		南側(3通り) (付帯設備/原燃料搬送/チェックタンク室/工作区/転換加工部と東側/新立工場との境界) (L3-2通り間)	石膏ボード/鋼板(内側)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	航空機降下火災時の独立性を確保するために石膏ボードを設置
			鉄扉(S2)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	成型工場の扉と2重扉になっている
			EC(成型/新立工場の壁)(外側)			既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	成型/新立工場と共有 不防火防止措置は、隣接する建物(成型、新立工場)で確保 転換工場の閉じ込み機能も有する 内蔵火災、屋外一次火災、新設となる補修、耐震二次火災、航空機降下火災 の各々、成型/新立工場の要求機能
		西側(13通り) (原料倉庫/付帯設備と屋外との境界) (L-9通り間)	ALC(外側)			既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	成型工場と共有 内蔵火災、航空機降下火災の各々、成型工場の要求機能
			鋼板(内側)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通廊で原料倉庫内コンクリート部壁も考慮 ALCの厚さは12.8cm、鋼板のコンクリート厚さは180mmであるため、計 30.6cmとなる。
			断熱材(ALCと鋼板の間)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電巻時のALCの閉じ込み機能維持のために設置
		北側 (20通り)	原料倉庫(第10号管理区域)と付帯設備(第1号管理区域)との境界 (L3-14通り間)			鉄扉(SD-1)：北面以降半扉	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
						鋼板	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			転換加工部/原料倉庫と屋外との境界 (L4-16通り間)			サイディング(外側)	新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ALC(内側)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	転換加工部と第2鉄筋部との境界 (L6-19通り間)		ALC	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			鉄扉(S2)	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	転換加工部と第2鉄筋部との境界 (L9-20通り間)	ALC	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		鉄扉(S2)	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	層板(東側1層建て部) (L4-24通り間) (L-9通り間)	層板	上新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内蔵火災は、ガムバリウム鋼板と重なり合った鋼板の両方を考慮		
		下層新設	新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	床(本館) (L7-25通り間) (L-9通り間)	土間コンクリート	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-3-1 建物の各部位の有する安全機能(転換工場) (1/7)

工場棟 転換工場 建物1階平面図、立面図、断面図：図イ建-14、17、18 主要な構造材：表イ建-2

Table with columns: 建物名称, 階, 境界位置, 部位, 材質, 主な寸法(mm), 図番号, 工号内容, and safety function indicators (three to eight lines). Includes rows for various building parts like 東側, 南側, 西側, 北側, and 屋根.

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

*両側を鉄筋のうち、一方の部は撤去し、新設する。もう一方の部は既設のままとなる。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤字線囲いですす。